鳥羽市パブリックコメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市の政策形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図るとともに、 市民等の市政への参画を促進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、市の重要な施策の形成過程において、その政策に関する計画等の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、公表したものに対して広く市民等から意見を求め、提出された意見等の概要及び提出された意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。
- 2 この要綱において「実施機関」とは、市長(水道事業管理者の職務を行う市長 を含む。)、消防長及び教育委員会をいう。
- 3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 市内に住所を有する者
 - (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
 - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内に存する学校に在学する者
 - (5) 本市に対して納税義務を有するもの
 - (6) パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの (対象)
- 第3条 パブリックコメント手続の対象となる政策等(以下「政策等」という。)の 策定は、次に掲げるものとする。
 - (1) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定
 - ア 市の基本的な制度を定める条例
 - イ 市民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例(金銭徴収に関する条例を除く。)
 - (2) 総合計画等市の基本的施策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定

(3) その他実施機関が特に必要と認めるもの

(適用除外)

- 第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、この要綱の規定は 適用しない。
 - (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの
 - (2) 政策策定に当たり、同様の手続をすることが法令等で定められているもの
 - (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第74条第1項 の規定による直接請求により議会に提出するもの

(案等の公表)

- 第5条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前に相当の期間を設けて、政策等の案を公表しなければならない。
- 2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げ る資料を公表するものとする
 - (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び経緯
 - (2) 政策等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点
 - (3) 市民等が当該政策等の案を理解するために必要な関連資料
- 3 前2項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び配布、市ホームページへの掲載等により行うものとする。
- 4 実施機関は、前項に規定するもののほか、必要に応じ次に掲げる方法により広 く市民等への周知を図るよう努めるものとする。
 - (1) 市が発行する広報紙等への掲載
 - (2) 説明会の開催
 - (3) 印刷物の配布
 - (4) 報道機関への発表

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、市民等が政策等の案についての意見等を提出するために必要 とされる期間として、政策等の案を公表した日からおおむね1月の期間を設ける ものとする。ただし、1月の期間を設けることができない場合は、これを短縮す ることができる。

- 2 前項に規定する意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
 - (2) 郵便
 - (3) ファクシミリ
 - (4) 電子メール
 - (5) その他実施機関が必要と認める方法
- 3 意見等を提出しようとするものは、原則として住所、氏名その他の市民等であることを示す事項を明らかにしなければならない。

(意思決定に当たっての意見等の考慮)

- 第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策 定の意思決定を行うものとする。
- 2 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、次の事項を公表しなければならない。ただし、提出された意見等が、鳥羽市情報公開条例(平成12年条例第27号)第8条に規定する非公開情報に該当するときは、その全部又は一部を公表しないことができる。
 - (1) 提出された意見等の概要
 - (2) 提出された意見に対する実施機関の考え方
 - (3) 政策等の案を修正したときはその修正内容
- 3 提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する市の考え方等をまとめて公表するものとする。
- 4 第5条第3項及び第4項の規定は、第2項の規定による公表の方法について準 用する。

(意思決定過程の特例)

第8条 審議会等(法第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関及び それに準ずる機関をいう。)においてこの要綱に準じた手続を経て策定した報告、 答申等に基づき、政策等の策定を行うときは、パブリックコメント手続を行わな いことができる。

(構想又は検討段階でのパブリックコメント)

第9条 実施機関は、特に重要な政策等の策定に当たって広く市民等の意見等を反映させる必要があると認めるものについては、構想又は検討の段階で、この要綱に準じた手続を経て政策等の案を策定するよう努めるものとする。

(一覧表の作成等)

第10条 市長は、パブリックコメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、市 が発行する広報紙への掲載、市ホームページに掲載する方法によりこれを公表す るものとする。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続について必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。